

〈専任研究員〉

## 義務教育における親の「義務」負担についてのメモ

丹 羽 徹\*

### はじめに

日本国憲法は、国民の三大義務として、勤労、納税とともに、「その保護する子女に教育を受けさせる」義務を課している（26条2項）。これは、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とする、国民の「教育を受ける権利」を具体化するものとして、義務教育制度を定めたものであるが、ここでいう義務教育の義務を負うのが、国や地方自治体であることは、「教育を受ける権利」の社会権的側面から明らかであろう。他方、「その保護する子女に教育を受けさせること」が義務付けられていることからすると、一般的には「親」など直接に子どもの成長・発達に一義的に責任を負う者にも向けられたものであると解されている。

義務教育をめぐっては、「義務教育は、これを無償とする」と定める26条2項後段の「無償」の範囲について議論されてきた。他方、教育を受けさせる義務は「法律の定めるところにより」履行されるべきものであり、現行法では学校教育法で小学校6年、中学校3年のあわせて9年間の「普通教育」を受けさせることが親などに課されている（学教法16、17）。つまり現行法では9年間の就学義務を課しており、それに違反した場合には罰則が課される（同法144）。これは親の義務である。

ところで、親は9年間の就学をさせることを義務付けられているが、無償とされる以外の就学に必要な費用の負担を求められることになる。後述するが、憲法学の通説では、憲法26条2項のいう無償の範囲は授業料のことであり、それ以外については、政策あるいは立法によって無償の範囲が決められることになる。現在のように授業料に加えて法律上の措置として教科書が無償とされているが、それ以外の就学費用については、基本的に親の負担とされる。これは、就学にかかる費用が、個々の子どもたちの必要性を考慮せず、同一であることを前提としているように見える。しかし、個々の子どもたちの状況を見れば、それぞれの特別の必要性があることもあるであろう。その際、就学に伴う特別な必要性をだれが負担するのか、換言すれば、義務教育における親の義務の範囲はどこまで及ぶのかは必ずしも明らかではない。

そこで本稿では、義務教育における親の「義務」負担の範囲を、負担の平等という観点から試論的に検討することとしたい。

### 1 義務負担の平等原則

日本国憲法は、26条2項で「教育を受けさせる義務」を、27条で「勤労の義務」を、そして30条で「納税の義務」をすべての国民に課している。教育を受けさせる義務については後述することとし、「勤労の義務」と「納税の義務」について、どのような意義を持っているのか見ておこう。

---

\* 龍谷大学法学部 教授

憲法27条は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と定める。この「義務」の性格については、「道徳的な意味の規定」と解するものと、「一定の法的意味の規定」と解するものがある。後者によれば、憲法25条を具体化する生活保護法や27条の「権利」から導き出される雇用保険法などのように、社会保障給付について就労要件を課すことに関し、「勤労の義務に関する憲法の趣旨を確認し、具体化したもの」と解する限りで、一定の法的意味があるとする（辻村みよ子・山元一編『概説憲法コンメンタール』（信山社、2018年）175頁〔尾形健執筆〕）。いずれにせよ、この義務を具体化した法律はなく、「道徳的意味」ととどまるものであれ、「法的意味」を持ち、その結果として「義務不履行」によって給付を受けられないこととなったとしても、義務を課された「国民」が義務不履行を違法（違憲）とされる余地はない。

もう一つの納税の義務についてはどうか。憲法30条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と定める。勤労の義務には「法律の定めるところにより」という留保は付されていないが、本条は26条2項と同様に「法律の定めるところにより」との留保が付されている。

そもそも納税の義務は、「国民主権の下で、基本的人権を確保するため、国家の存立を図るには、国民は能力に応じてその財政を支えなければならないのは当然のこととされる」（佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）171頁、辻村ほか『概説憲法コンメンタール』189頁〔片桐直人執筆〕）。憲法30条は、「国民に納税を義務付けるには法律の根拠を要することを言うとともに、法律によれば、国民が納税の義務を負うことをいうものである。前者は憲法84条の定めるところと重なるが、後者については、法律によれば、いかなる内容の義務でも課することができるのかが問われなければならない。」（前掲書190頁）

ここでいう法律の内容は憲法の諸原則に適合的でなければならないことは言うまでもないであろう。納税をめぐるのは、その負担の公平さをどのように確保するのが常に問われてきた。一般的には、応益負担か応能負担かで区別され、前者は

何らかのサービスを受ける人がそのサービスに応じた負担をするものとされる。後者は、その能力に応じた負担を求められるもので、所得税などにみられるように、所得の多寡に応じた税負担となる。しかし、これについては、所得が高くなるにしたがって税率が高くなる累進課税か、所得の多寡にかかわらず同一の税率を課すのか、が問題となる。ここでは、租税負担を「能力に応じて」課するためにはどのような税制が望ましいのかという議論になる。租税の所得再分配機能、生存権保障の観点などから税負担の適正性は求められる。

法律の定めるところではあれ、能力に応じた負担をすれば、義務を履行したことになる。

## 2 義務教育における負担の原則

ところで、本稿の課題である憲法26条2項の「教育を受けさせる義務」は、いったい何を指すのか。「法律の定めるところにより」とあるので、「法律の定める義務」を履行すればよいことになる。では、法律の定める「教育を受けさせる義務」とは何か。

憲法26条は、その1項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」として、「教育を受ける権利」をすべての国民の権利として保障している。この権利は、憲法25条が「すべて国民は、健康で、文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とさだめる、いわゆる生存権規定の文化的側面をあらわされたものと理解される。すなわち、教育を受ける権利は、国家がなんからの施策を講じなければならない権利であって、いわゆる社会権的側面をもつ権利として理解される<sup>1)</sup>。

教育には一定の費用が必要であり、国家の関与なしにはすべての国民が教育を受けることが困難であることから、国や自治体は積極的施策を講じ、教育の機会均等の確保する責任を負うものとなっている。

この教育を受ける権利を、憲法上明確に具体化したものに義務教育がある。26条2項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務

教育は、これを無償とする。」と定める。

「その保護する子女に」との文言から一般的には親などに義務を課したものと理解がなされるが、しかし、あくまで教育を受ける権利の実現に責任を負っているのは国・自治体である。

ところで、26条2項後段であるが、「義務教育は、これを無償とする。」とある。この無償の範囲をめぐっては、授業料無償説から就学に必要なすべての費用を無償とする説まで分かれている。

授業料を徴収することは許されないが、どの範囲までが国の負担であると憲法は定めているのか。判例によると「国が義務教育を提供するにつき有償としないこと、換言すれば、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料の不徴収の意味と解するのが相当である」（最大判1964・2・26民集18・2・343）として授業料無償説をとっている。

現在は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって、教科書無償の措置がとられている。

しかし、授業料や教科書が無償であったとしても、他の費用の負担が過重であれば、実質的には教育を受ける権利を侵害することになる。すなわち、親等の過重ではない負担をどう考えるべきなのか論点として残されている。

授業料無償は憲法原則であって、就学に必要な経費（就学必需費）は、授業料以外に教科書、文房具、体操服、通学にかかる費用等は親の責任ということになる。現在は教科書までが無償であるから、学校での就学に必要なもののほとんどは親の負担ということになる。これはすべての子どもに共通するものであるとの前提に立った場合であり、特別な必要がある子どもに固有の負担は、その親にすべてを負担させることは許されるのだろうか。

### 3 義務教育における親の義務

義務教育制度は、親の教育の自由と一定の緊張

関係を持っている。「親の教育の自由」にもかかわらず、一定の教育を受けさせることが義務付けられているからである。

現在の義務教育制度は、教育基本法5条及び学校教育法16条で、満6歳からの9年間（小学校6年、中学校3年）、就学させる、すなわち学校で教育を受けさせることを義務付けており、それに反した場合には、その親には罰則が用意されており、親にとっては強制された教育となる。

あくまで就学させることが義務であって、義務であるからにはその負担が過度になってはならないことはすでにふれたが、親に一定の負担が伴うとしても、その負担は法律で定めるにあたって平等原則にも適合していなければならない。

確かに親には親権として子どもの監護教育権がある。子の監護教育権は、子のために行使されなければならないが、親には第一義的責任があることは言うまでもない。他方、義務教育の義務履行は民法上の監護教育権から導き出されるもののかは必ずしも明らかではないように思われる。特別な必要のある子に対しては、社会権全体の枠内（たとえば社会保障）で対応することも可能であるが、こと教育とりわけ義務教育においては、教育という場のこととして考えることもあってしかるべきではないか。

## 4 ある裁判を通して考える

親の義務履行にかかわって、障害を持つ子どもの親は、義務履行に際してどこまで負担をしなければならないのか、国や自治体はどこまで責任を負うのか、「公立小学校における喀痰吸引に必要な器具の確保処分義務付け等請求事件」名古屋高裁判決（2021年9月3日）を素材にして考えてみよう。なお同判決は最高裁で上告が棄却され確定している（2022年4月1日）。

### （1）事件の概要

原告は、声門下狭窄症に患し、気管カニューレ等を挿管している中学生（子）とその両親であり、学校を設置する被告（Y町）に対して、電動式吸引器ほか喀痰吸引に必要な器具を取得し、そ

の器具を使用し得る状態で維持、管理及び整備すること等を求めて訴えた。

訴えによれば、原告らは、(1)原告子が中学校において教育を受けるためには喀痰吸引器具が必要であり、被告には、障害者差別解消法7条2項の規定する合理的配慮として原告子のために喀痰吸引器具を取得し、維持、保管、整備する義務があるとして、その義務履行を求めた。また、(2)Y町教育委員会が原告子の町立小学校在学中に登校条件として、喀痰吸引器具の準備及びその費用を原告父母の負担とすること、登校日には喀痰吸引器具等を持参することを求めたこと、小学校長らが、原告の校外学習に原告の父母の付き添いを要求したこと、父母の付き添いなく通学団に参加できるよう通学団に属する児童の保護者に働きかけを行わなかったこと、水泳授業に参加させず、高学年プールを使用しなかったことが障害者基本法4条及び障害者差別解消法7条に違反するなどとして国家賠償請求を行った。一審の名古屋地裁は原告らの訴えを棄却したので、名古屋高裁に控訴したものである。

## (2) 裁判所の判断

争点1 原告らが障害者差別解消法7条2項に基づき喀痰吸引器具を取得し、維持、保管及び整備することを請求し得るか

同法7条2項は、障害者に対し合理的配慮を求める請求権を付与する趣旨の規定ではなく、合理的配慮の内容は一義的に定めるものではない。

在学関係という公法上の関係に付随する配慮義務に基づいて喀痰吸引器具の取得等を請求するものと解し得るとしても、その配慮には多種多様なものがありその内容は一義的に定まるものではない。配慮義務を観念し得るとしても、そのことから直ちに被告に対してその取得等を請求することはできない。

争点2 町教委が原告子の登校条件として喀痰吸引器具の準備及びその経費を原告父母の負担とするとともに、原告父母に喀痰吸引器具及び連絡票を原告子の登校日に持参するよう求めたことが国賠法上違法といえるか

①町教委が喀痰吸引器具の取得を父母に義務付けたことについて

町教委の要綱では、保護者は医療的ケアの実施に必要な医療器具等を準備するものとされ、町教委と父母との確認書で父母が器具を準備すること、持参できないときは医療的ケアを実施しないものとされている。地方公共団体の設置する学校において医療的ケアを実施する場合に当該ケアの実施方法等をどのように定めるかについては教育委員会に一定の裁量が認められる。ただし、その内容が障害者基本法又は障害者差別解消法に違反する場合には、裁量権の逸脱・濫用として違法なものとなる。

しかしながら、㊦喀痰吸引器具は日常生活を送るうえで必要不可欠であり、学校以外の場所での使用、卒業後の使用も可能であり、専ら教育機関での教育の用に供される器具ではなく、また衛生上の観点からも原告子の個人的使用に供されることが想定されること、㊧どの範囲の医療器具等を学校側が公費によって確保すべきかに関して国の具体的指針がないこと、さらに、父母は「子に普通教育を受けさせる義務があり（憲法26条2項、教育基本法5条、学校教育法16条）、保護者として、控訴人子の教育について一義的な責任を負い、学校における医療的ケアの実施に当たり責任を果たす必要がある」と解されること、㊨喀痰吸引寄付の取得については別の事業により補助を受けることができること、㊩喀痰吸引器具は1台あれば学校の内外を問わず利用することができ、などを理由に裁量権の逸脱・濫用はないものとしている。

ここで就学義務について、控訴人（原告）らは、「保護者の就学義務が、子どもが教育を受けることを妨害しないといういわば消極的又は不作為の義務と理解されるべきであることに加え、公教育において、学校に関する費用、財政的負担は一義的には学校の設置者である公共団体が検討すべきであり（学校教育法5条参照）、就学援助制度を定めていること（学校教育法19条）から、控訴人父母には控訴人子に普通教育を受けさせる義務があることをもって、被控訴人が喀痰吸引器具を取得しないことを正当化ないし合理化する理由にし

てはならない旨を主張」する。「しかしながら、憲法26条2項は、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う旨規定し、学校教育法は、保護者（子に対して親権を行う者等）は、小学校等に就学させる義務を負う旨規定し、就学義務不履行の保護者に対する罰則規定を設けている（同法144条）から、保護者は、その保護する子女を就学させる積極的義務（作為義務）を負うものと解される。また、学校教育法5条は、学校の設置者が、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担すると定め、組織・施設の設置者が、その運営の責任をもつという当然の原則を確認的に規定したものである（設置者管理主義及び設置者負担主義）とところ…上記経費とは学校の教職員の給与、施設や設備に要する費用であって、控訴人子がかもつぱら使用する喀痰吸引器具の費用が含まれると解することはできない。」「学校教育法19条（就学援助制度）は、保護者に具体的な請求権を付与するものではなく、経済的理由によって就学困難と認められる場合に、必要な援助を与えることを規定したものに過ぎ」ない。「義務教育は無償とするとの憲法26条2項後段の規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないと定めたものと解することはできない旨、保護者の教科書等の費用の負担については、国の財政等の事情を考慮して立法政策の問題として解決すべき事柄であって、憲法26条の規定するところではない」（最大判1964年2月26日民衆18・2・343）。

## ②喀痰吸引器具及び連絡票の持参を義務付けた

ことについて不当な差別的取扱いにあたるか  
学校が安全かつ適切な医療的ケアを実施するためには、医療的ケアを受ける児童の健康状態等に関する的確かつ十分な情報が必要であり、連絡票には連絡帳では代替できない情報を記入する欄があり、連絡票は必要である。

学校の人的物的制約から当該器具を安全かつ適切な保管環境の下で管理することができない事態が発生する可能性があり、他方、保護者が持ちこえる場合には、安全かつ適正な保管環境の下で管

理可能であって、保護者による洗浄や保守点検によって衛生的で不具合のない状態とすることを十分期待することができる。

「保護者に対して医療的ケアの実施日に連絡票及び必要な医療器具等を学校に持参することを求めることは、保護者の一定の負担の下で医療的ケアを必要とする児童生徒が一般の学校の普通学級での教育を受ける機会を実現するものであり、保護者には子女を普通教育を受けさせる義務があること（憲法26条、教育基本法5条、学校教育法16条）からすれば、学校生活において医療的ケアが必要な児童生徒の保護者に対し、その医療的ケアが必要な児童生徒の保護者に対し、その医療的ケアの実施に必要な一定の助力を求めることも不合理ではないところ、おおむね30cm四方の重さ約2kg程度のものであり、控訴人この登校日にその健康状態等について学校側と情報交換するために登校する必要性が高い…控訴人父母に対して、当該登校日に喀痰吸引器具の持参を求めることが控訴人子に安全かつ適切な医療的ケアを実施し、その教育を受ける権利を実現するための負担として過大なものとはいえない。」

## 争点3 小学校長らが原告子の校外学習に原告父母の付き添いを求めたことは国賠法上の違法と言えるか

児童生徒の自立を促す観点から、校外学習において、保護者の付き添いを限定すべきであり…校外学習には、校外における集団活動を通して、教師と児童、児童相互の人間的な触れ合いを深め、楽しい思い出をつくることを踏まえても、校長らが、校外学習における安全かつ適切な医療的ケアを控訴人子に実施するため、控訴人の保護者である控訴人父母に対し、校外学習への付き添いを打診したことは正当な理由があるというべきであって、不当な差別的な取扱いに当たるとすることはできない。」「控訴人子の校外学習においては、カニニューレ等が外れることのないよう特段の注意を要する上、喀痰吸引等の場面において控訴人子が支援員の指示に従いにくくなるなど、控訴人子の対応には学校内で教育を実施する場合を超える身体的、精神的負担がかかることが想定される。」「高齢の当初支援員1名以外にの者の同行を求め

ることも合理的な措置で」あり、特に医療行為である喀痰吸引ができる者が限られていることからすれば、控訴人父母が付き沿うことで子の生命・身体の安全を確保できる。「保護者は子女に普通教育を受けさせる義務があること（憲法26条2項、教育基本法5条、学校教育法16条）からすれば、学校生活において医療的ケアが必要な控訴人子の保護者である控訴人父母に対し、その医療的ケアの実施に必要な一定の助力を求めることも控訴人子の特別支援学校ではない一般の小学校の普通学級において健常児とともに教育を受ける機会を確保するための措置として不合理ということはできない。」

争点4 校長らにおいて原告子が原告父母の付き添いなく通学団に参加できるよう通学団の保護者に働きかけなかったことは国賠法上違法と言えるか

小学校は通学団の実質的運営主体と認められない。

争点5 水泳の授業に参加させず、又は水泳の授業に高学年用プールを使用しなかったことは国賠法上の違法と言えるか

校長らの判断に著しく合理性を欠くところはない。

## 5 親の義務履行を考える

この事件では、障害者に対する合理的配慮が争点の中心であった。その点は別の機会に検討してみたい。

判決文の中で繰り返されるように「保護者は子女に普通教育を受けさせる義務がある」、このことから義務教育を受けるにあたって親に特別な対応を求めることが無批判に結び付けられているように見える。

確かに、器具の購入などについて他の制度を利用できるとの指摘は一見合理性があるようにみえる。しかし、他方、就学義務を課していることからすれば、他の親と同様の程度の義務負担にとどまるべきであって、特別な負担は平等な義務負担の観点からは問題なしとは言えない。たとえば校外学習への付き添いにつき、どうしても親の付き

添いが困難な場合にまでそれを求めることは許されないのではないか。

義務履行を平等原則から見直すことから何か言えることはないかと考えてみたのが本稿である。本格的には別の機会に論じたいと思うが、まずは、問題提起的なメモ書きとして記しておいた。

### 注

1) 憲法26条は、教育という営みの特徴からその内容にかかわっては自由権的側面も強調される。

### 参考文献

長谷部恭男編『注釈日本国憲法（3）』（有斐閣、2020年）

樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注解法律学全集②憲法Ⅱ』（青林書院、1997年）

日本教育法学会編『コンメンタル教育基本法』（学陽書房、2022年）

荒牧重人・小川正人・窪田眞二・西原博史編『新基本法コンメンタル・教育関係法』（日本評論社、2015年）